

淡路市議会議場コンサート出演者募集要領

(目的)

第1 この議場コンサートは、多くの市民に市議会への来場を働き掛け、傍聴者を増やすことで、市民に身近で開かれた議会を実現するとともに、議会の活性化を図ることを目的としています。

(公演予定日)

第2 議場コンサートの公演予定日等は、おおむね次のとおりです。

- (1) 3月定例会期間中の上旬
- (2) 6月定例会期間中の上旬
- (3) 9月定例会期間中の上旬
- (4) 12月定例会期間中の上旬

2 議場コンサートの演奏時間は、いずれも、平日の午前9時25分から午前9時45分までを基本とし、20分以内とします。

(演奏場所)

第3 演奏場所は、淡路市議会本会議場（淡路市生穂新島8番地 淡路市役所1号館3階）とします。

(応募資格)

第4 議場コンサートに応募できる方は、次のとおりです。

- (1) 淡路市に在住・在勤・在学する方で構成する団体又は個人
- (2) 発表会や演奏会を行う目的で常時活動している団体又は個人
- (3) 市議会本会議場での演奏が相応しいと認められる団体又は個人
- (4) 団体については、おおむね10人以内で構成していること。

(ジャンル)

第5 議場コンサートのジャンルは、クラシック、フォーク、ポップス、ジャズ、童謡などの歌唱又は楽器の演奏で、本会議でのコンサートに相応しいものとしています。

(演奏楽器)

第6 議場コンサートで使用できる楽器は、管、弦楽器等で持ち運びが容易なものとしています。

(演奏者の決定)

第7 議長は、別紙決定書により、出演の決定をお知らせします。

(参加費)

第8 参加費は、無料です。

(申込方法)

第9 議場コンサートの申込方法は、次のとおりです。

- (1) 別記の申込用紙により、議会事務局まで提出してください。提出方法は、持参、郵送、メール又はFAXをお願いします。この場合において、持参以外の方法による場合は、議会事務局まで到着の確認をお願いします。
- (2) 申込用紙は、議会事務局まで連絡いただければ、郵送等します。また、淡路市議会のホームページからもダウンロードできます。
- (3) 議場コンサートの申込は、議会運営委員会が次の定例会の日程を内定した日以後から希望される公演予定日の1月前までの間に行ってください。

(周知)

第10 議場コンサートは、ホームページで事前に告知し、幅広く市民に周知します。

(その他注意事項)

第11 議場コンサートに申し込み演奏される方は、次に掲げる事項に注意してください。

- (1) 楽器や譜面台など演奏に必要となる機材等は、全て出演者が持参してください。ただし、椅子及び電源は、用意できます。
- (2) 原則として、出演決定後10日以内に会場の現地確認を行うとともに、議会事務局と打合せを行ってください。また、議場コンサート開催日の10日前までに、会場においてリハーサルを行ってください。
- (3) 出演決定後であっても、音量、演出、選曲等については、議会事務局の指示に従ってください。
- (4) 演奏者に帰すべき理由により第三者に損害が生じたときは、市は、その責めを負いません。
- (5) 議事日程の変更など議会運営上必要な事情が生じたとき、その他議長が不相当と判断した場合には、演奏の一部又は全部を中止することがあります。その場合には、演奏者はこれに従っていただきます。
- (6) 出演に要する経費は、全て出演者の負担となります。